

仕様書

一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務仕様書

上野原市

一般廃棄物(可燃物)収集運搬業務仕様書

(主旨)

第1条 この仕様書は、上野原市(以下「委託者」という。)が委託する可燃物収集運搬業務(以下「委託業務」という。)を受託した事業者(以下「受託者」という。)が適性かつ円滑に履行するため、必要な事項を定めるものとする。

(可燃物の種類)

第2条 委託業務の対象となる一般廃棄物(以下「ごみ」という。)は、委託者が指定する可燃物とし、委託者が作成した「家庭ごみ・資源物収集予定表」に従い排出されたごみをいう。

(委託期間、区域及び収集対象世帯)

第3条 委託業務の対象となる期間は、契約日から3年間とする。

2 収集対象区域は、委託者が作成した「家庭ごみ・資源物収集予定表」に記載された区域とする。

3 収集対象世帯は、委託区域内で現に居住している全ての世帯とする。

4 前項の収集対象世帯から排出されるごみのほか、委託区域内における次に掲げるごみについても委託業務の対象とする。

イ 学校及びその他の公共施設から排出されたごみ

ロ 新たに転入した世帯及び新たに設置された公共施設から排出されたごみ

ハ ボランティア清掃活動(市内清掃を含む)等で回収、排出されたごみ

ニ その他、委託者が特に指定するごみ

(収集方法・収集開始時間)

第4条 委託区域内の集積場所に排出された可燃物を収集する方法とするが、地域の事情に応じては戸別収集方法とする。また、ボランティア清掃等の収集方法については、委託者が別に指示する。

2 収集開始は、午前8時半以降とする。

3 ごみ収集後は、ごみ集積場及び周辺の清潔保持に努めること。

(収集日)

第5条 ごみの収集日は、委託者の作成する「家庭ごみ・資源物収集予定表」のとおりとする。

2 受託者は委託者が「家庭ごみ・資源物収集予定表」の変更を行う場合においては、その内容に従い、業務を実施しなければならない。この場合において、委託業務料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者及び受託者が協議して書面によりこれを定めることとする。

なお、収集回数の変更に伴う業務委託料の変更を行う場合については、業務委託料のうち、入札時に提出した内訳書に記載された人件費に係る費用を1ヶ月31日として日割り計算により算定した金額を根拠に、変更額を算定するものとする。

(ごみの取り扱い等)

第6条 「家庭ごみ・資源物収集予定表」に明記してある排出方法に沿った、又は準じたごみを収集する。収集できない廃棄物が出されていた場合はステッカーを貼付し、その旨を委託者へ報告すること。貼付するステッカーについては、委託者が作成する。

2 ごみの収集後、集積場所の清潔保持に努めること。

(搬入先)

第7条 受託者が収集したごみは、上野原市クリーンセンター(以下「クリーンセンター」という。)に搬入すること。

2 クリーンセンター内においての搬入方法については、市の指示に従うこと。

(提出書類)

第8条 受託者は、契約締結後、遅滞なく委託業務に従事する人員、必要な免許、委託業務に使用する収集運搬車両、並びに緊急時の連絡体制について記載した収集運搬計画書、及び収集運搬業務作業計画書を委託者に提出し、その承認を得るものとする。その内容に変更があるときも、同様とする。また、次の報告書を提出するものとする。

① 業務報告書

業務の実施状況について収集業務報告書を作成し、1ヶ月分の報告書をその翌月の10日までに提出すること。

(人員、機材、車両等)

第9条 委託業務の履行に際しては、受託者は一般廃棄物処理基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項第1号のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及び第4条第1項)を遵守するとともに、十分な人員、機材及び車両等を配備すること。

2 人員数及び収集運搬車両台数は最大3台とし収集運搬車両1台につき運転手・収集作業員併せて2人以上とすること。

3 収集運搬車両の仕様等は次のとおりとする。

① 緊急連絡等の対応ができるようにすること。

② 積載物、汚水及び粉塵等が飛散、流出及び落下しない構造にするとともに、悪臭が漏れるおそれのない構造とすること。

③ 受託者の負担で、自動車保険(対人無制限、対物1,000万円以上)に加入すること。

④ 車両等の機材は、関係法令に基づく点検整備のほか十分な日常点検及び整備を実施し、適正かつ清潔な状態を常に保持すること。

⑤ 消火器(ABC-10型)を配備すること。

⑥ 清掃用具等を配備すること。※蜂等の害虫駆除スプレー等含む。

4 委託者は、受託者が委託業務の履行に使用する車両等の機材について、隨時点検し、改善の必要があるときは、取替または補修を命じることができる。

5 受託者は使用車両が事故等及び故障等によりに使用できない場合は、代替車両を確保するなど業務に支障をきたさないようにすること。

(受託者の使用者責任)

第10条 受託者は、委託業務の履行に際しては、次に掲げる事項及び契約書に定める関係法令を遵守すること。

- 2 受託者の使用人等の委託業務内の行為については、すべての責任を負うこと。
- 3 受託者の使用人等に対しては、委託業務の履行に必要な指導及び教育を行なうこと。
- 4 受託者の使用人等に対しては、この仕様書を熟知させること。
- 5 受託者の使用人等の服務、言動及び車両運行に十分注意するとともに、委託業務について市民の信頼と協力を得る努力をすること。
- 6 委託業務に係る事故が発生したときは、遅滞なく報告すること。その修理及び修繕に係る一切の費用は、受託者の負担とする。
- 7 受託者または受託者の使用人等が、ごみの収集運搬時に交通事故等により第三者に損害を与えたときは、受託者の責任において誠意をもって解決にあたるものとし、その経過及び結果を委託者に遅滞なく報告すること。
- 8 受託者の使用人等に対して年1回以上の安全衛生教育を実施するなど、災害防止の指導監督に努めること。

(現場管理責任者等)

第11条 受託者は、委託業務の契約を締結したときは、遅滞なく現場管理責任者を定め、その者の住所、氏名、連絡先等を書面により委託者に報告すること。

- 2 現場管理責任者は、委託業務の指導監督及び履行状況の確認、収集車両の運行及び安全運転管理並びに委託者との連絡調整にあたること。

(委託業務の作業基準)

第12条 受託者は、委託業務の履行に際しては、次の各号の作業基準を遵守すること。

- ア 収集は午前8時半以降から行い、業務終了時間は午後4時とする。
- イ 収集運搬業務においては、運転手1名及び作業員1名以上の乗務とし、いかなるときにおいても一人乗務は絶対にしないこと。
- ウ 収集運搬にあたっては、ごみが飛散、散乱等しないように適正に収集運搬し、市民との間にトラブルを招くような行為をしないこと。
- エ 受託者の使用人等は、制服または作業服を着用し、着衣を常に清潔に保つこと。
- オ 受託者または受託者の使用人等は、委託業務の履行に関して、いかなる名目においても、第3者に対して金品等を要求し、または第3者からの金品等を受け取ってはならない。
- カ 車両積載重量並びに制限速度等の交通法規を遵守すること。
- キ 収集もれ及び積み残し等の迅速な対応を図るため、業務終了時間である午後4時までは収集運搬及び連絡体制を確保するとともに、収集もれ及び積み残し等があった場合は、委託者の指示に従って速やかに収集し、その結果を委託者に報告すること。
- ク 市民の苦情並びに要望事項には誠意をもって対応し、トラブルが生じたときは速やかに委託者に連絡してその指示を受け、解決に向けて迅速に対応するとともに、いずれの場合も委託者に遅滞なく報告すること。
- ケ 市民への適正排出指導に積極的に取り組むとともに、委託者の指示する施策に協力す

ること。

- コ 収集対象外のごみが排出されている場合は、違反ステッカーを貼付し、市民にごみの出し方を周知すること。
- サ 収集経路において積雪や凍結等により通行の安全を確保できず収集を打ち切らざるを得ないと判断される場合は、委託者にその旨を連絡して指示を受けること。
- シ 道路工事や作業等で通行止めになる場合は、収集場所の変更等について委託者の指示を受けること。
- ス 車両等の清掃、洗車等は受託者の事業所内で行うこと。
- セ その他、関係法令を遵守すること。

(搬入時の作業基準)

第13条 クリーンセンターにおける受託者の搬入作業基準は、次のとおりとする。

- ア クリーンセンターにおいては、委託者及び現場作業員の指示に従うこと。
- イ 搬入車両は、計量を行なうこと。
- ウ 搬入車両は、決められたルートを走行し、構内の制限速度、一旦停止等を遵守すること。
- エ 搬入車両は、ストックヤード内では最徐行し、後退する場合は誘導を行なう等事故防止に努めること。
- オ ごみピットに投入する際にごみがもれた場合は、必ず清掃すること。

(監督官庁からの通知等)

第14条 委託者は、委託業務について、監督官庁から通知のあった労働安全衛生対策に係る必要な要綱等を受託者に周知し、受託者はこれに従うよう努めること。

2 これまでに通知のあった要綱等は、次の各号のとおりである。

- ア 清掃事業における安全衛生管理要綱(平成5年3月2日付労働省通知基発第123号)
- イ 機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱(昭和62年2月13日付労働省通知基発第60号)

(災害時の対応)

第15条 災害発生時には、受託者は委託者の指示に従うとともに最大限の協力すること。

(施策への協力)

第16条 受託者は、廃棄物の減量その他適正排出に関し、委託者が実施する施策に協力すること。

(協議)

第17条 この仕様書の内容について疑義が生じたときまたは委託業務の履行についてこの仕様書に定めのない事項が発生したときは、委託者と受託者が誠実に協議して定める。

2 委託業務の履行に際しては、受託者は一般廃棄物処理基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第8項)を遵守すること。

(研修等)

第18条 契約により受託者が交代する場合、受託者は、業務に支障が生ずることのないよう、事前に次の受託者に収集業務、接遇の取扱い、及び施設に係る研修を実施するもとする。この場合において、研修に係る費用については、原則として次の受託者が負担するものとする。

(その他)

第19条 この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、委託者は、この契約を変更又は解除することができる。